

No	質問内容 ※言い回しを多少変更している場合がございます。	回答者	回答内容
1	個人情報の為、今現在、自分が担当する範囲の誰を見守ればいいのかもわかりません。特定の個人ではなく全体的にみてほしいといわれていますが、現実的には何もできません。以前にいただいた名簿も古くなって今現在知っている方にしか声かけもできていません。	社協	<p>【社協】 個人情報保護法が施行され、例年実施していた「見守り活動意向調査」を中止している状況です。そのため、地域の見守りガイドブックP2に記載しています。地域の中で孤立しがちな人（ひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯、介護が必要な高齢者や障がい児・者がいる世帯、子育てをしている世帯）となります。地域に住むからこそ分かる状況での見守り活動をお願いしております。なお、見守り活動で連携・協力する団体や機関との情報共有が円滑に行えるよう、次年度に開始予定の「見守りを希望する方」への『本人同意書』の準備を進めています。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 少なくとも現在の関わりを大切にしつつ、新しい情報をもらえるように交渉するか、異変の連絡先としての認知度を向上させる方法が、今できることになりそうです。</p>
2	先日、埼玉県白岡町であったPTAの活動の件は誤解が生んだものなののでしょうか。	講師	これはきちんとした説明責任を果たさず、かつ利用目的を明確にしないで情報提供を行った結果として発生した事案です。誤解と言うより、利用目的の説明責任と本人同意の確認が不十分だったと思います。
3	隣の木（雑）ののびているのを切ってもらいたいけれどに???	社協	<p>【社協】 木は、隣の方の所有物になります。そのため、勝手に切ることは出来ません。話し合ってみる他ありません。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 隣の木的所有者が切ることが基本です。また、所有者の同意を得れば、飛び出ている側の家の方も伐採可能です。</p>
4	見守りを受ける人達にも判り易いチラシを作っていたら共有化できるのではないのでしょうか。	社協	<p>【社協】 社協だより（毎月奇数月発行）でのわかりやすい周知や来年度から実施予定の「本人同意書」を得るハガキ兼チラシの内容を工夫します。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 活動目的や利用目的を明確にして、本人同意を得ることが大切です。分かりやすいチラシはその代表的なツールだと思います。</p>
5	コロナ前老人の氏名、住所、年齢を開示していただきましたが、敬老会の行事をしたいので開示をお願いしたいと思います。令和6年に使用したい。	社協	<p>【社協】 市内の高齢者の情報を社協では把握しておらず、ご希望に添えることは出来ません。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 利用目的を説明して、本人同意を得る手続きさえ行えば、開示可能だと思います。</p>
6	自治会の家族構成一覧表を作って良いか。	講師	本人やご家族の同意さえあれば可能です。
7	ご近所見守りチェックリストの件（資料1）鴻巣用はありますか？	社協	<p>【社協】 現在はあります。村井先生からの資料を参考にして作成を検討します。</p> <p>≪講師アドバイス≫ これは地域ごとに作成する過程が重要となります。みんなで話し合っ鴻巣市版を作成してください。</p>
8	役割に応じて、必要である物は教えて欲しいです。	講師	ごめんなさい、抽象的で回答できません。
9	セミナー、研修会等で個人情報についての事例を発表してほしい。個人的に特に個人情報で気になった事等。	講師	漏洩事件の事例であれば、インターネット上に公開されています。 https://cybersecurity-jp.com/leakage-of-personal-information

No	質問内容 ※言い回しを多少変更している場合がございます。	回答者	回答内容
10	個人情報保護規定のサンプルが欲しい。	<p>自治会の中での規定のサンプルを活かしたいので欲しい。</p> <p>自治会の規程に個人情報保護やプライバシー保護に関するものが有りません。参考になるヒナ型等があれば紹介して下さい。WEBのURLでも構いません。</p> <p>町内会で個人情報規定を作りたいです。(社協のサンプルを頂きたい)</p>	<p>【社協】 村井先生にアドバイスをいただきました。※添付あり</p> <p>≪講師アドバイス≫ 承知いたしました。</p> <p>【社協】 村井先生にアドバイスをいただきました。※添付あり</p> <p>≪講師アドバイス≫ 承知いたしました。</p> <p>【社協】 村井先生にアドバイスをいただきました。※添付あり</p> <p>≪講師アドバイス≫ 承知いたしました。</p>
11	アンカーの連絡先一覧が最新のものが欲しい。	社協	<p>【社協】 地域福祉研修会資料P15抜粋「情報アンカー（民生委員、地域包括支援センター、警察、行政等） →見守り活動で情報アンカーは、民生委員と社協となります。 社会福祉協議会→TEL：048-597-2100/FAX：048-597-2102 地域包括支援センター→https://www.city.kounosu.saitama.jp/site/kaigohoken/1773.html</p> <p>≪講師アドバイス≫ これは鴻巣市または鴻巣市社協として作成して欲しいところですね！</p>
12	自治会会員名簿が個人情報保護法の施行によって配布されなくなりました。どうすれば良いか教えてください。	講師	自治会会員名簿の必要性や配布目的について明確にして、掲載される方々の同意を得ながら作成する必要があります。また、名簿の最初には名簿利用マニュアルなどを掲載し、安全確実に利用してもらうための説明が必要となります。
13	独居老人の対応がむずかしい。「世間ばなし」ができない。人嫌いな人の対応。	社協	<p>【社協】 難しい対応であることは承知しています。研修会で村井先生から「見守りが必要な方も地域の一員であることに変わりはありません」とのお話がありました。そこで、例えば、「おはようございます」など挨拶から交わすことで、距離を縮めるのはいかがでしょうか。顔を合わせる回数を増やすことで、信頼関係が少しずつ構築されていくことが期待できます。</p> <p>≪講師アドバイス≫ これは個人情報の問題とは離れていますが、その方が少なくとも信頼する方がいるようでしたら、その方経由で紹介して頂いたり、定期的に関わることで信頼関係が醸成されます。</p>
14	防犯カメラを公園に設置するとプライバシー侵害？もし可能性ありなら、「あおり運転」でつけたドライブレコーダーは何故良いの？	講師	防犯カメラを公共の場に設置する場合は、自治体が条例でルールを定めている場合があるため確認が必要です。また防犯カメラで記録していることを掲示することが原則となります。さらに設置目的や画像の不正流出を防ぐことが大切です。

No	質問内容 ※言い回しを多少変更している場合がございます。	回答者	回答内容
15	町会、自治会の会長権限に於いて組織化をして地域の見守り強化をすれば良いのでは？現状、自治会と社協の繋がりが希薄なのは？	社協	<p>【社協】 関係組織の協力は必要不可欠です。特に自治会・町内会や民生委員の方々とは、引き続き連携を図っていきます。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 連携は大切だと思います。ただ、組織間の個人情報共有は、本人同意が不可欠となります。</p>
17	今、個人情報とプライバシー情報の境があいまいです。	講師	<p>研修でお伝えしたとおりとなります。プライバシーは本人が開示を望まず共有できない情報、個人情報は利用目的を示して本人同意を得れば活用できる情報です。</p>
18	見守りされる人（必要な人）の選定基準はありますか。	社協	<p>【社協】 地域の見守りガイドブックP2に記載しています。地域の中で孤立しがちな人（ひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯、介護が必要な高齢者や障がい児・者がいる世帯、子育てをしている世帯）となります。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 特にありませんが、「気になる人」が対象となりそうです。</p>
19	スマホ、携帯などの「ライン」の活用・利用はどう思っていますか。場合によっては、おかしい？と思う事多々ありますが。	講師	<p>LINEのセキュリティには課題が残ります。セキュリティ重視で利用するのであればLINE Worksや他のツールの方が安全な場合もあります。</p>
20	町内会に於ける見守り活動を推進し効果的実施には、民生委員との協力活動が必要と考えるが、その民生委員が近年、個人情報問題を理由に非協力的姿勢。従って、社協及び福祉課と共に民生委員への研修、指導（自治会協力活動）を検討願う。	社協	<p>【社協】 関係組織と円滑に情報共有を行える方法として、「本人同意書」の取り交しを行います。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 民生委員法第14条に地域との密接な連携が義務づけられています。また、15条の守秘義務はプライバシー保護であり、個人情報の活用を妨げるものではありません。どちらにせよ本人同意を得ることが大切です。</p>
22	個人情報とプライバシー保護について、その事をよく考えて頂きたい。社協、市の方から、個人情報保護の観点から情報の正しい提供をして欲しいと思います。最新の情報が必要です。	社協	<p>【社協】 社協としても引き続き村井先生にご教授をいただきながら、個人情報保護法については、正しい理解をしていきます。また、「本人同意書」の取り交しを行うことで情報共有を円滑に行えるようにします。</p> <p>≪講師アドバイス≫ その通りですね！ プライバシーは守る、個人情報は適切な利用目的を示して、本人同意を得て活用するが基本です。</p>
23	「個人情報保護法」の誤解釈、多数いると感じた。自分も。少しでも理解を広める工夫をお願いします！	社協	<p>【社協】 引き続き村井先生にご教授をいただきながら、個人情報保護法については、正しい理解をしていきます。</p> <p>≪講師アドバイス≫ 研修や勉強回を重ねることが大切だと思います。</p>
24	民生委員さんの連絡先を知りたい場合、社協さんに問い合わせても良いのでしょうか。	社協	<p>【社協】 社会福祉協議会にお問い合わせください。→TEL：048-597-2100/FAX：048-597-2102</p> <p>≪講師アドバイス≫ 一般的に民生委員担当事務局となります。地域によって行政または社協が担当しています。</p>